

## ○ 認可・需給調整に関する基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

## ○ 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制限を受けないう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。

「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

### 県計画で定める数(幼稚園から認定こども園に移行する場合)

(単位:人)

区域名 (幼稚園数)	構成市町村	上乗せ数値
佐久 (14)	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	100
上小 (15)	上田市、東御市、長和町、青木村	100
諏訪 (7)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	50
上伊那 (7)	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	100
飯伊 (6)	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	100
木曾 (1)	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0
松本 (22)	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	300
大北 (4)	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	100
長野 (40)	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	300
北信 (3)	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	50
県計 (119)		1,200